

許されない中間的一般化による主題の追加に対する EPO 拒絶:

EPC 第 123 条(2)項に従い、欧州特許出願または欧州特許の補正において、出願時の内容を超える主題を含めることは許されない。

EPC 第 123 条(2)項の根底にあるのは、出願人が出願時に開示しなかった主題を追加して権利範囲を広げることを許すべきではないという理念である。そのようなことを許せば、出願人に不当な利益を与えることになり、出願時の内容に依拠する第三者の法的保護が損なわれかねない(審決 G1/93、EPO 公報1994、541を参照)。

出願時の内容を超える主題を導入する補正の中には、「出願当初の広範な開示と限定された具体的な開示との中間にある、開示されていない選択された特徴の組合せ」を生み出す補正がある(審決 T1408/04)。これが、いわゆる「許されない中間的一般化(Unallowable Intermediate Generalization)」である。例えば、クレームを限定するために用いられた所定の特徴が、出願当初に開示された特徴の組合せから分離して抜き出された場合には、許されない中間的一般化を生じる可能性がある。

中間的一般化が許されるのは、特別な場合に限られる。即ち、抜き出された特徴と、当該特徴を開示している実施例の残りの特徴との間に、構造的および機能的関係が存在しない場合だけである。具体的には、以下の条件を満たさなければならない。

- 抜き出された特徴が、当該実施例の他の特徴と関連する、または密接に結びつくものであってはならない; さらに
- 開示全体に照らし、一般化のための当該特徴の分離および当該特徴のクレームへの導入が正当化されなければならない。

補正がこれら2つの条件を満たしていない場合、その出願人は、当初の出願に明瞭かつ明確に開示されていなかった一般化を理由に、主題を追加したとみなされる。

審決 T1164/04 で考察され、審査ガイドライン(H V.3.2.1)に説明されている事例を見ると、この EPO



アプローチがより明確になる。この事例のクレーム 1 は、水に流せる水分散性の吸収性物品に関するものであった。補正クレーム 1 は、第 1 および第 2 繊維集合体がそれぞれ湿式不織布であることを明記していた。 第 1 繊維集合体に関して、当初の出願は、他の特徴と組み合わせた湿式不織布に言及していた(不織布は開口部を備える;不織布は微小繊維または十分な固有の多孔性を有する)。当初の出願における第 1 繊維集合体は、クレーム 1 に記載されていない他の特徴と組み合わせた湿式不織布としてのみ開示されていたため、かかる補正は、出願当初に開示された技術情報を一般化することにより、出願時の内容を超える主題を導入しているとみなされた。

実務家の立場から言えば、EP 出願を提出する前に明細書案を精査し、最も広い実施例と最も狭い実施例との中間的実施例を開示できるように、追加のクレーム要素または代替の限定事項を含めるべきである。実務家は、EP 出願を提出する前に、かかる追加の要素または代替の限定事項と当該発明の全体を通して考察される特徴とを組み合わせる実施例またはクレームを追加するなど、対策を検討する必要がある。適切な場合には、多数項引用形式における全ての従属クレームを作成することも役に立つ。可能な限り多くの組合せの優先権を維持するため、優先権基礎出願が米国出願である場合には(米国出願では費用の理由により、二重の多数項従属クレームは使用されない)、多数項引用形式のクレームに対応する実施例の一覧を明細書の本文に含めることにより、中間的一般化問題のリスクを軽減できる可能性もある。